

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	更新年月（1回目）	更新年月（2回目）	更新年月（3回目）	更新年月（4回目）
大崎市	古川地域清滝地区	平成26年12月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月

更新年月（5回目）	更新年月（6回目）
平成31年3月	令和2年3月

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	1,017	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	594	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	56.3	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	20.4	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	17.0	ha
(備考)		

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

清滝地区では、稻作を中心に園芸や畜産を中心とした複合経営が行われ、担い手への農地集積が進められるなど更なる経営規模の拡大に繋がる活動が見られ始めている。こうした中、地域内の兼業農家の高齢化が進み、世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(1) 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	
担い手の分散錯圃を解消する	○	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する		J Aの営農ビジョンと連携し、担い手のコスト縮減のためにも規模拡大を行えるよう、担い手への一層の農地の集約化を図り、農地を効果的に活用する。
耕作放棄地を解消する	○	
その他[右欄に自由に記載]	○	

(2) (1)についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	担い手がコスト縮減や効率的に農作業を行うため、地域内の分散・錯綜した農地の利用から集約化を図ることが必要である。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	集約にあたっては公的機関である「農地中間管理機構」を通じて農地を集約することにより、農地流動化を積極的に推進する。
その他[右欄に自由に記載]	○	

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。